

会 則

1. 総則

第1条（定義）

本会則によって定められる条項は株式会社エイム（以下会社という）が所有し、運営・管理を行うすべての事業所に適用致します。

第2条（目的）

当クラブは、会員がクラブ内の諸施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに、会員相互の親睦を深め、豊かで快適なクラブライフを過ごすことを目的とします。

2. 会員

第3条（会員）

当クラブは会員制とし、当クラブの趣意に賛同した方で、かつ当クラブが入会を認めた方を会員とします。また会員は本会則、およびその他クラブが定めた規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。

第4条（会員資格）

当クラブの会員資格は以下のとおりとします。

尚、当クラブは、その自由な裁量により、入会申込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

また、入会手続き後に会員資格外であることが判明した場合、当クラブはその会員資格を取り消すことが出来るものとします。

1. 満16歳以上で、本会則及び当クラブの諸規定を遵守する方（尚、未成年者の場合は、親権者の同意を必要とします。）
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、当クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方（健康状態に疑義のある方は診断書の提出をお願いする場合があります。）
3. 妊娠をしていない方
4. 刺青等（タトゥーを含む）をしていない方
5. 暴力団関係者でない方
6. 薬物常使用者でない方
7. 当社又は他社のクラブ、スポーツ施設で除名又は利用禁止の処分を受けていない方
8. 第三者の介添えや介護が必要ではない方
9. 感染症及び感染性のある皮膚病ではない方

第5条（入会手続）

1. 当クラブに入会される方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い、当社による審査を受けたいえ、当社が承諾したときに、契約が成立し会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
2. 会員は、入会申込時に届け出た内容が正確であることを保証します。当クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
3. 未成年の方の入会の場合は、親権者の同意を得たうえで入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
4. 未成年について定めた前項は、成年被後見人・被保佐人・被補助人に準用します。
5. 入会時および入会後に納入された入会金・登録手数料等の入会諸費用は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第6条（会費）

1. 会員はご利用の有無、利用回数に関係無く、会員種別ごとに既定の諸会費を別に定める納入期日までに支払いいただきます。

なお会員より既定の諸会費の支払を受ける権利を提携金融機関に譲渡しますので、提携金融機関よりの請求に基づき、会員指定の口座より、月会費を毎月支払の会員は当月分を、又年一括支払の会員は1年分の会費を自動振替により支払いいただきます。また自動引落とならない場合、法定の遅延損害金を支払いいただきます。

2. ファミリー会員、グループ会員等で退会した場合は、翌月より残った会員数にて新たに月会費を定めます。
3. 一旦納入された会費は返還しないものとします。

第7条（退会）

1. 本人都合による退会は、退会希望月の15日（15日が休館日のときは前営業日）までにご来店いただき、フロントにて所定の手続きを完了することにより、その月の月末で退会できるものとします。15日を過ぎた場合は、翌月以降の月末日の退会となります。
2. 本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとします。手続期限などは第7条1項と同様です。
3. フロント以外（電話・メール等）での退会受付は出来ません。
4. 未払い料金がある場合は完納しなければ退会はできません。

第17条（盗難）

会員または会員が同伴・紹介したビジターが当クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。また当クラブに設置されているロッカー、貴重品BOX等についても会員自身の責任と負担によりこれを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責を負いません。

第18条（紛失物、忘れ物）

1. 会員が当クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 忘れ物は、原則として2週間保管した後、処分させていただきます。但し食品や衛生品等、長期の保管に問題がある場合においては、当クラブにおいて保管期間を短縮し処分させていただく場合があります。

第19条（禁止行為）

当クラブは会員が下記の行為を行うことを禁止いたします。なお、他の方や当社従業員に危険が及ぶ行為であると当社従業員が判断した場合は警察へ通報いたします。

1. 他の方や当社従業員、当クラブ、当社を誹謗、中傷すること
2. 他の方や当社従業員、に対し、身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声や奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲い掛かろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊す等の他人が恐怖を感じる危険な行為
3. 痴漢、覗き、露出、唾をはく等法令や公序良俗に反する行為
4. 他の方や当社従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話し掛け等のストーカー行為
5. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、当社従業員の業務を妨げる行為
6. 他の方の施設利用を妨げる行為
7. 所定の場所以外での排泄行為
8. 許可なく施設内で撮影・録音すること
9. 刃物など危険物の施設内への持ち込み
10. 当クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
11. 支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく、不正に施設、サービスを利用する行為
12. その他当クラブ及び当社の秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第20条（施設の休止・廃止・統合）

当クラブは次の各号に該当した場合、施設の全部または一部を休止・廃止・統合することがあります。

1. 施設の破損等のため、ご利用に際し安全な環境をご提供できない状態となった場合
2. 天災、地災、行政指導、その他当クラブにとってやむを得ない事情があった場合
3. 経営上、営業の存続が困難と判断した場合

当クラブ及び施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブ会員の全部または一部を終了させることができるものとします。

第21条（施設の利用制限）

1. 当クラブは各種大会、特別行事、プログラムを行う場合、施設の一部またはすべてについて利用制限を行います。
2. 会員が当会則第19条（禁止行為）各号のいずれかに該当していると判断した場合、直ちにご利用をお断りさせていただきます。
3. 感染症罹患の可能性がある等、他の方や会社従業員に対し被害が及ぶ恐れがあると会社が判断した場合、ご利用をお断りさせていただきます。なお、その場合のご利用再開は会社判断によるものとします。

4. その他

第22条（個人情報の取得）

当クラブは会員に対し必要な個人情報を取得いたします。会員は下記の目的で当クラブが利用すること及び諸会費の支払を受ける権利を提携金融機関に譲渡することに伴い下記2の目的で必要な個人情報を提携金融機関に譲渡することを承諾するものとします。

1. 会員様に対し当社及び関連会社の商品・サービス及び関連情報をご提供する目的
2. 会費を徴収する目的
3. 当社の商品・サービスを改善する目的

第23条（諸費用の改定）

当クラブは会員が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定することができます。

第24条（本規約及びその他の規約の改正）

本会則の改定本会則の改正ならびに、利用規定の制定及び改正は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。会社は、本規約及び細則を改正するとき、または利用規定の重要な案件に係わる規定を改正する場合には、改定日の1ヶ月前に第25条及び別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って内容を会員に告知するものとします。

第25条（告知方法）

本会則の改定にあたっては、施設内への掲示、かつ、会社ホームページへ記載することにより、これを会員に告知するものとします。